

自動車駐車場の設置並びに管理に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は西宮市財務局資産管理部管財課（以下「管財課」という。）が行う自動車駐車場の管理運営について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 月極駐車場 管財課が運営する駐車場のうち1ヶ月単位で駐車させるものをいう。
- (2) 賃貸駐車場 管財課が他の法人等に賃貸し、運営させる駐車場をいう。

(賃貸駐車場の総括、所管)

第3条 管財課長は、他の所属長の依頼を受けて、他所属が所管する自動車駐車場を賃貸借する場合、駐車場事業者の選定、賃貸借契約締結、貸付料の徴収等の事務を行うが、所管については各所属の所管とする。

第2章 月極駐車場

(設置等及び料金の額)

第4条 月極駐車場の名称、位置、区画数及び公有財産規則第31条第4号の規定により算定する駐車料金の額は別表第1のとおりとする。

第3章 賃貸駐車場

(設置等)

第5条 賃貸駐車場の名称、位置及び区画数は別表第2のとおりとする。

(料金の額、供用および入出庫の時間)

第6条 賃貸駐車場の料金の額、供用および入出庫の時間は、市長が別に指定する場合を除き駐車場事業者が定めるものとする。

(公用等利用による料金の減免)

第7条 駐車場事業者との契約内容により、公用等で賃貸駐車場を利用する際に駐車料金を免除することができる自動車は次の各号に定めるところとする。

- (1) 駐車場の管理業務にかかる自動車
- (2) 市の事務事業で使用する自動車
- (3) 国、他の公共団体の自動車
- (4) 市主催事業の招待者の自動車
- (5) 前各号のほか市長が必要と認める自動車

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

名 称	位 置（地番）	区画数	所管課	税込駐車料金 （1ヶ月あたり）
愛宕山駐車場	愛宕山 42 番	1 0	管財課	1 2, 0 0 0 円
上田東町駐車場	上田東町 60 番 6	2 4	管財課	1 3, 0 0 0 円

別表第2（第5条関係）

名 称	位 置（地番）	区画数	所管課
市役所前公共駐車場	六湛寺町 139 番の一部	3 8 5	庁舎管理課
アプリ甲東立体駐車場	甲東園 3 丁目 37 番 1 他	1 2 8	[建物] 管財課 [土地] 甲東支所
鳴尾支所前公共駐車場	鳴尾町 3 丁目 109 番 2 の一部他	1 3	管財課
塩瀬センター前公共駐車場	名塩新町 1 番	4 0	管財課
山口センター前公共駐車場	山口町下山口 4 丁目 282 番 1 他の一部	6 8	山口支所
津田西駐車場	津田町 16 番 3	2 6	管財課
長田町駐車場	長田町 14 番 3 の一部	1 8	管財課